

令和 3 年 4 月 1 日

国立研究開発法人海洋研究開発機構
安全衛生監理室

研究船上における微生物等実験、遺伝子組換え実験及びゲノム編集実験の実施について

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が研究航海を公募している「よこすか」、「かきれい」、「みらい」、「かいめい」（以下「研究船」という。）船上において微生物等を用いる実験（微生物等実験）、遺伝子組換え実験及びゲノム編集実験を実施する場
合については、船舶という特殊な環境を考慮し、別表のとおり制限させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。また、研究船利用にご応募いただきますようお願い申し上げます。

また、各種実験を行うにあたり、当該実験に対応した手続きを行ってくださいますよう、併せてお願いいたします。

なお、計画されている実験のバイオセーフティレベル（以下「BSL」という。）の判断等
で不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

（注意） この取り決めは改正される場合があります。改正された場合は、改正後の取り決
めが適用されますので、あらかじめご了承ください。

【用語の定義及び取扱の根拠法令・通知等】

微生物等	ウイルス、細菌、アーキア、真菌及び原生生物並びにこれらの産出する物質をいいます。
BSL (バイオセーフティレベル)	微生物等が有するリスクに応じて分類したレベルをいい、BSL1～BSL4 の4段階に分類され、数字が大きくなるほどリスクが高くなります。BSL の判断基準については、「国立研究開発法人海洋研究開発機構微生物等実験安全管理基準」をご参照ください。
遺伝子組換え実験	「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律 97 号）」第 2 条のほか、関連法令の定めるところによります。
ゲノム編集実験	「研究段階におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の使用等に係る留意事項について（令和元年 6 月 13 日付、元受文科振第 100 号文部科学省研究振興局長通知）」に定めるところによります。

別表

実験の区分	実施の可否	手続き
BSL1 微生物等(自然環境に生育する未同定の微生物等を含む。) 実験	全ての研究船において実施可能です。	「BSL1 微生物等実験を行うに当たって」をご覧ください、必要な手続きを行ってください。
BSL が 2 以上の微生物等実験	実施できません。	—
遺伝子組換え実験		—
遺伝子組換え実験に該当しないゲノム編集実験		—